

平成24年度関東女子倶楽部対抗～報知杯～長野ブロック予選競技 組合わせおよびスタート時間表

(参加者 12倶楽部 ・ 72名)

期日：6月15日(金)

場所：諏訪湖カントリークラブ

(18ホール・ストロークプレー)

関東ゴルフ連盟

1番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	8:00	高山 文子	豊科	倉科 鈴恵	三井の森蓼科	久保 綾子	南長野	江本 和子	あづみ野
2	8:09	笠原 敦子	塩嶺	矢崎 みな子	諏訪湖	金根 道子	上田丸子グランヴィリオ	丸山 みち子	穂高
3	8:18	懸川 恵子	上田丸子グランヴィリオ	松澤 みわ子	塩嶺	鈴木 昭子	三井の森蓼科	中沢 喜代子	あづみ野
4	8:27	林 加寿子	中央道晴ヶ峰	太田 たづ子	あづみ野	工藤 数子	豊科	竹村 世利翔	諏訪湖
5	8:36	土屋 紀代美	南長野	小松 弘子	松本浅間	中村 節子	長野	小川原 秋	穂高
6	8:45	宮下 千秋	松本浅間	下田 美雪	諏訪湖	濱田 純子	南長野	藤田 八千代	中央道晴ヶ峰
7	8:54	犬飼 久美子	松本	向井 三千子	松本浅間	原田 茂子	上田丸子グランヴィリオ	石田 八重子	三井の森蓼科
8	9:03	中澤 さつき	あづみ野	金谷 美恵子	塩嶺	松野 美保子	長野	川上 富美子	豊科
9	9:12	松澤 恵子	南長野	築田 育栄	塩嶺	藤川 智江	あづみ野	星野 郁子	松本

10番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
10	8:00	長門 明子	長野	東本 利江	松本浅間	山下 かつみ	中央道晴ヶ峰	大野 まつ美	松本
11	8:09	西沢 かおる	豊科	石田 範子	南長野	宮島 ひろ子	長野	遠藤 あづさ	中央道晴ヶ峰
12	8:18	山田 綾子	松本浅間	赤羽 千代子	松本	西田 安江	諏訪湖	江本 洋子	穂高
13	8:27	中井 和恵	三井の森蓼科	上條 恵美	塩嶺	伊澤 京子	松本	柳澤 信子	上田丸子グランヴィリオ
14	8:36	小林 ゆたか	穂高	丸山 はる代	長野	西村 けさみ	塩嶺	石丸 晴世	三井の森蓼科
15	8:45	安藤 木綿子	上田丸子グランヴィリオ	松井 久美子	あづみ野	萩村 み恵	松本	大口 初子	豊科
16	8:54	土橋 知子	中央道晴ヶ峰	笹岡 美保子	穂高	百瀬 静江	南長野	小林 朝子	諏訪湖
17	9:03	小寺 泰子	諏訪湖	横内 悦子	中央道晴ヶ峰	倉田 須美子	三井の森蓼科	水谷 幸子	豊科
18	9:12	嶋田 万里子	長野	手塚 さおり	上田丸子グランヴィリオ	橋倉 美砂子	松本浅間	上條 滋子	穂高

競技委員長 板橋 博美

平成 24 年度 関東女子倶楽部対抗長野ブロック予選競技

開 催 日 : 6 月 15 日(金)

開催コース: 諏訪湖カントリークラブ

本競技においては日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこの競技の条件・ローカルルールを適用する。

本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定や選手への通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、本競技の条件とローカルルールの違反の罰は、2 打とする。

競 技 の 条 件

1. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

2. 使用球の規格(ゴルフ規則 175 ページ参照)

『公認球リストの条件・規則付 I (c)1b』

3. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・規則付 I (c)1a』(ゴルフ規則 174 ページ参照)

4. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

5. ホールとホールの間での練習禁止(規則 7-2 注 2)

『規則付 I(c)5b』(ゴルフ規則 179 ページ参照)

6. プレーの中断と再開

- (1) 通常のプレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、規則 6-8b、c、d に従って処置すること。
- (2) 陰悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間に行ったときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。この条件の違反の罰は競技失格(規則 6-8b 注)
- (3) プレーの中断と再開の合図について
通常のプレー中断 : 短いサイレンを繰り返して通報する。
陰悪な気象状況による即時中断 : 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。
プレーの再開 : 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

サイレン通報後、本部より競技委員を通じて、トランシーバーをもって競技者に連絡する。

7. キャディー(規則 6-4 注)

正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。
この条件の違反の罰は『規則付 I(c)2』を適用する(ゴルフ規則 177 ページ参照)。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則 27-1)
アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地(規則 25-1)
修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. ウォーターハザード、ラテラル・ウォーターハザード(規則 26-1)
ウォーターハザードは黄杭または黄線、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
4. 動かさない障害物(規則 24-2)
 - a. 排水溝
 - b. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
 - c. 動かさない障害物と白線でつながれている区域(その動かさない障害物の一部とみなす)
5. コースと不可分の部分
 - a. 樹木に巻きつけたり、密着させてあるもの
 - b. 小砂利やウッドチップを使用して舗装した区域
6. 防球ネット
7 番ホールグリーン奥の防球ネットに球が近接しているためにスタンスや、意図するスイングの区域の妨げになる場合、規則 24-2b(i)により処置するときは、その障害物の中や下を通さずに救済のニヤレストポイント決めなければならない。

注 意 事 項

1. パッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
2. 予備グリーンは定義上「目的外のパッティンググリーン」であり、球が目的外のパッティンググリーン上にある場合、競技者は規則 25-3 に基づいて救済を受けなければならない。
3. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。
4. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 倶楽部 6 コインを限度とする。

競技委員長 板橋 博美